

第3章 都市づくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の方針

用途地域を中心とした現状の土地利用規制を基本としつつ、現状で市街化が進むエリアにおいては、無秩序な土地利用を抑制するため、適正な用途地域を指定することにより、将来的な土地利用のコントロールを図ります。

また、自然環境の保全や産業の振興及び良好な市街地を形成するため、現況の土地利用や将来都市構造を踏まえ、11種類の土地利用区分を設定します。

① 居住地区

松が丘などの一戸建て住宅や共同住宅を中心とした住宅団地では、低層な住宅で形成される閑静な住宅地として、良好な住環境の保全をするほか、小規模な店舗との共存による生活の質向上を図り、魅力的な住環境を創出します。また、河南地区の丘陵地においては、周囲の自然環境と調和した潤いある住宅地を創出します。

まちなかにおいては、店舗や事務所も立地できる利便性の高い住宅地としての市街地の形成を図り、特に大聖寺地区は、歴史的まちなみを維持しながら、居住する町屋再生のほか、居住環境と防災性向上を図ります。また、動橋地区などの職住が共存する住宅地では、今後においてもそれぞれが共存している居住環境を維持するとともに、特に漆器産業に関連する小規模な作業所が多く分布している山中温泉地区においては、特別用途地区の活用により、商工業施設が共存した居住環境を維持します。

地区内に存在する空き家については、地区の美観を損ねない管理を促すほか、賑わいに向けた活用の検討とともに、空き家バンクへの登録推奨活用による流通促進を図ります。また、老朽化が著しい家屋については、管理者による修繕・解体・撤去や、特定空家等としての指定・撤去などの対策を推進します。

② 沿道利活用地区

交通量の多い一般国道8号の沿線や、インターチェンジ周辺の幹線道路等においては、交通利便性を活かした沿道サービス型施設の立地を促進し、連続した賑わい空間を形成します。

③ 商業振興地区

加賀温泉駅前では、北陸新幹線金沢・敦賀間開業を見据え、本市の玄関口に相応しい、賑わいや交流、商業、医療などの中心地として、積極的に企業や店舗の誘致を行います。幹線道路の沿道においては、ロードサイド型の店舗の立地など、来訪者のみならず、市民にとっても便利なエリアとしての充実を図ります。

また、市内各地への交通の拠点として、バス交通をはじめとした二次交通の充実や利便性向上を図ります。



加賀温泉駅前の商業施設

④スマートシティ先導地区

本市の中心であり、北陸新幹線加賀温泉駅と一般国道8号に近接する地区では、安全・安心で便利なスマートシティを実現するデジタル等の先端技術を導入した業務・商業・観光など多様な施設を、特別用途地区や地区計画制度を活用しながら誘導し、新たな価値を創造し続ける未来型のエリアとして、周辺環境と調和した循環型まちづくりを進めます。

⑤温泉文化地区

山代・山中・片山津温泉では、宿泊施設や商店街及び住民が連携し、総湯を核とした温泉文化を継承・再生し、自然の恵みである温泉資源を観光客と市民が共に享受できるよう、それぞれの特色に応じた情緒ある温泉街の保全・形成とともに、地域住民の生活にも配慮した商業機能の集積を図ります。また、観光客のみならず地域住民の生活利便性の確保のために、市街地としての生活利便施設の集積や充実を図ります。



山中温泉ゆげ街道

⑥工業集積地区

小塩辻工場団地や宇谷野工場団地・漆器団地など一団の既存工場群と、片山津 IC 産業団地周辺及び片山津丘陵地では、周囲の住環境や自然環境と調和した緑豊かな工業集積地の形成を推進します。

⑦田園・集落地区

郊外の集落においては、開発は空き家空き地の利活用により、既存集落の範囲に極力留め、無秩序な開発を抑制し、田園や丘陵地等と共存した住環境の充実と、集落の活力維持を図ります。

農地は、農産物の生産エリアとしての役割だけでなく、豊かな田園風景の創出や防災機能を有することから、開発を抑制し保全に努めます。

郊外においては、農業等との調整が図られるものを除き、商業地としての新規開発を抑制します。



田園風景

⑧海岸保全活用地区

越前加賀海岸国定公園の加賀海岸をはじめ、橋立地区の丘陵地や柴山潟周辺などでは、自然環境及び景観を保全するとともに、柴山潟遊歩観光ルートプロジェクトの推進や白山眺望を巡るルートの確立、橋立自然公園などにおける自然体験型のレクリエーション施設と運動施設の充実など、これらの資源の利活用を図ります。

令和3年には、加賀海岸の海岸林を中心とする地域が国の重要文化的景観に選定されており、その景観を後世に残すため、景観保全のための取り組みを推進します。



加賀海岸

⑨丘陵保全活用地区

市街地を取り囲む丘陵地においては、無秩序な開発を防止し、身近な里山として自然と共存した有効利用を図ります。

中央公園などの大規模公園では、市民の健康増進や各種イベントなど、多様なニーズに対応した施設の充実を図ります。

地区内に存在するゴルフ場などは、周辺環境との調和に配慮しながら現状規模を維持するものとします。

⑩山間保全活用地区

中山間地においては、産出される農産物や豊かな自然を活用した交流や地域の振興を図るとともに、大聖寺川や動橋川の源流域となる市南部に広がる山地においては、官民連携による林業の振興と森林保全を図ります。また、土砂災害などの自然災害への備えと対策の充実を図ります。

県民の森については、自然を体感し楽しむことができる貴重なエリアとして、自然環境の保全に努めます。



石川県県民の森

画像提供：(一社) 加賀市観光交流機構

⑪歴史文化地区

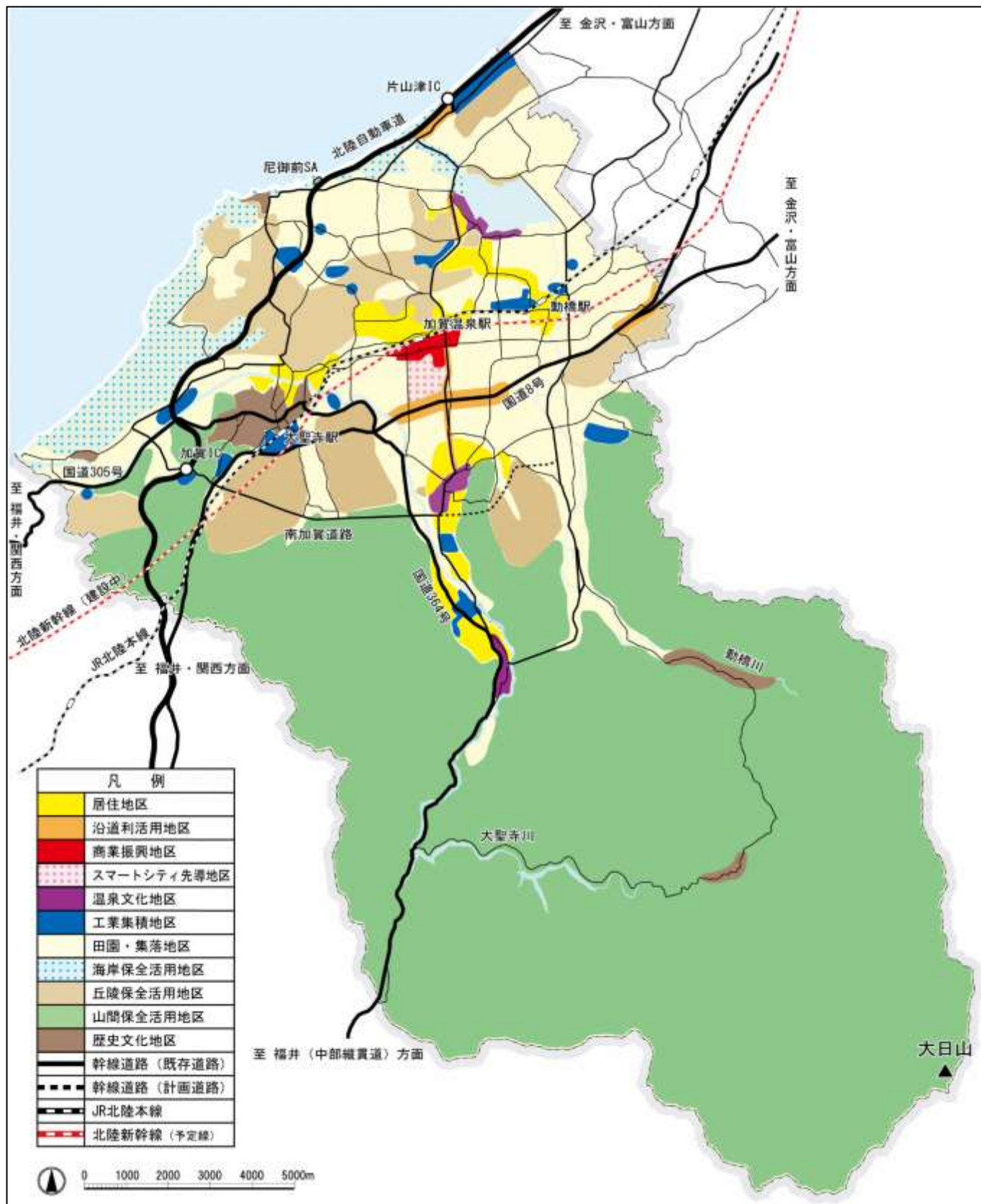
令和3年には、城下町大聖寺を重点区域とした加賀市歴史的風致維持向上計画が、国の歴史まちづくり法に基づき主務大臣から認定されており、大聖寺地域の山の下寺院群や旧城下町をはじめ、橋立町及び大聖寺瀬越町の北前船主の里においては、地域住民の生活にも配慮しつつ、空き家・空き店舗の活用とともに、歴史文化資産を活かしたまちなみ整備などを推進することで、市内外の人々が、歴史と風格を感じられる地域づくりを行います。



橋立地区の北前船主集落

大日山系の麓に位置する東谷地区の山村集落では、清流や背後の山々と調和した景観を保全し、自然豊かで恵み豊かなふるさとづくりを推進します。

【土地利用方針図】



2. 市街地整備の方針

1) 市街地の考え方

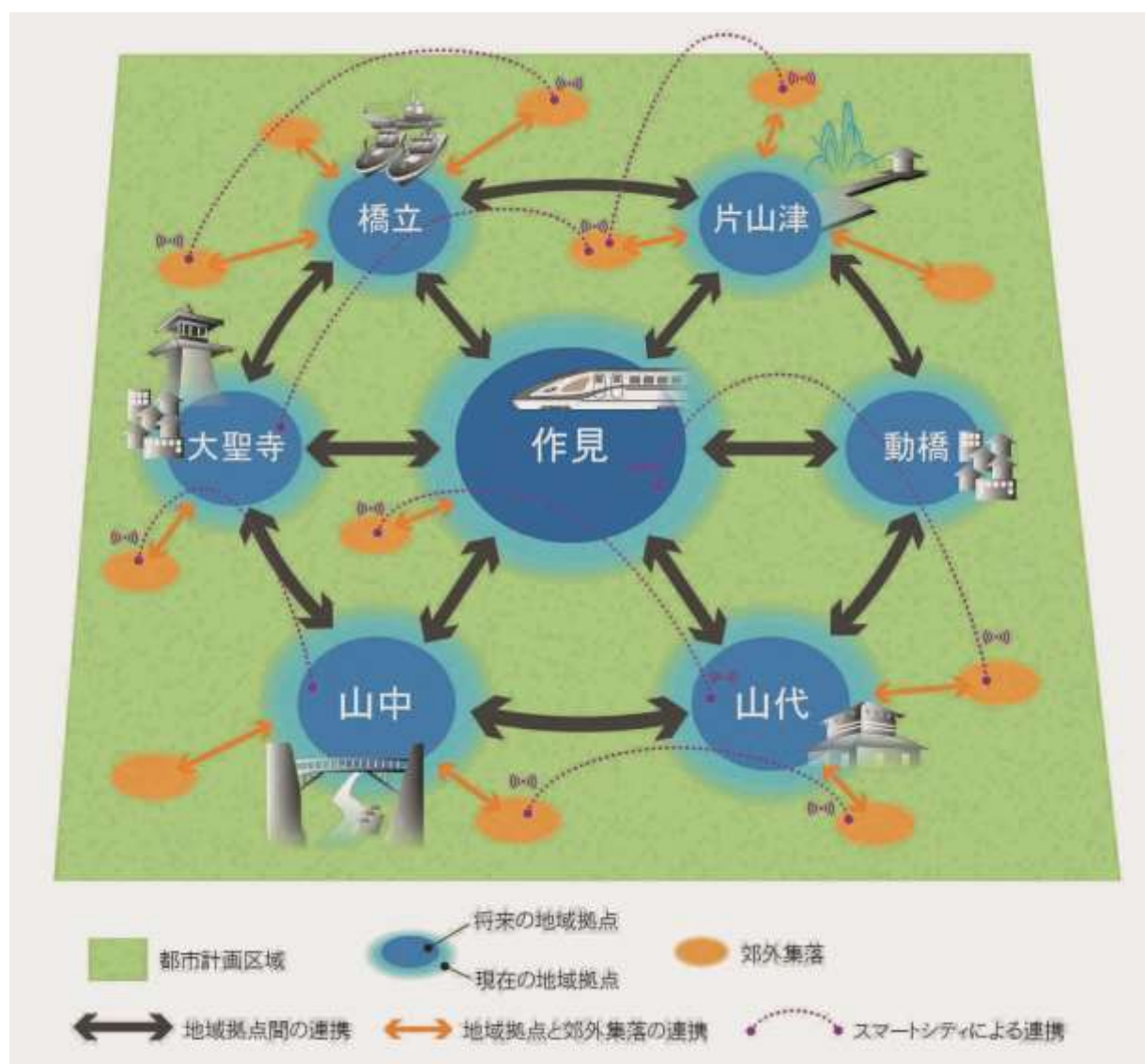
市街地（地域拠点や郊外集落、工業地など）は、居住や生活の中心として、また商業や工業等の産業など、様々な活動の中心となります。そのため、これらの市街地における都市機能の充実とともに、定住人口の確保、IoT*やAI*などの先端技術の導入によるスマートシティの実現を目指し、地域住民や産業にとって賑わいにあふれる、便利で効率的な市街地の形成を図ります。

(1) 地域拠点と郊外集落地域

7つの地域拠点（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、橋立、山中）において、それぞれの地域特性に応じた都市機能と居住を誘導することで集約化を進めるとともに、相互を公共交通やデジタル技術等で連携した、コンパクトシティとスマートシティの融合により、市街地の充実と発展を図ります。特に作見地域のうち加賀温泉駅の周辺では、本市の賑わいの中心を担う交流の拠点として、都市的な土地利用の積極的な推進や市街地機能の充実を図ります。

また、郊外の集落は活力の維持を図るとともに、地域拠点との連携を高めます。

【市街地の考え方イメージ】



*IoT:モノとモノをインターネットでつなぎ、新たな付加価値を生み出す技術。

*AI:人工知能のことであり、人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステム。

(2) 地域拠点における市街地整備

①コンパクトな市街地の形成

公共施設等の効率的な整備と適正な維持管理を行うために、市街地の空洞化と拡散を抑制し、既存市街地の再整備と居住誘導、定住化を図ります。

また、土地利用の用途混在化による住環境の悪化を防止するため、用途地域の活用などより、良好な住環境の確保に取り組むとともに、「加賀市立地適正化計画」に沿った、市街地の機能を集約すべき地区へと緩やかな誘導を行います。

②地域拠点間の連携向上

7つの地域拠点を結ぶ道路網の充実とともに、バス交通を中心とした公共交通の利便性向上を図り、市内の連携向上を図ります。特に、北陸新幹線加賀温泉駅の開業にあたっては、二次交通の充実を図るとともに、MaaS*の考えに基づき、複数の公共交通を一つのサービスとしてシームレスな提供を実現することで、市内外への様々な移動に対する継ぎ目のない連携に努めます。

作見地域と大聖寺地域は、鉄道駅や市役所・病院・商業施設などが多く立地する重要な地域拠点として、公共交通の充実を図ります。

地域拠点のネットワークを活用し、市民の生活利便性の向上を図るとともに、観光客の回遊性向上や観光資源を相互に結ぶ周遊ルートの設定など、ひと・ものが行き交う、便利で快適な市街地の形成を図ります。

③地域拠点の都市基盤・施設の充実

地域拠点は、住みやすく、安全で快適な生活のために、店舗や病院、学校、保育園など、生活に必要な施設の誘導や充実を図るとともに、生活に必要な都市基盤を確保し、都市基盤の長寿命化については、地域拠点を優先的に図ります。さらに各施設はユニバーサルデザインによる整備に努めます。

スマートシティの実現に向け、先端技術を積極的に導入し、かつ市民への浸透を図り、便利で快適な市民生活の実現を目指します。特に作見地域の既存市街地では、新幹線駅を中心とした交通結節点としての機能や商業機能、医療の中心機能などが充実した市街地として、積極的な都市基盤の整備・充実を図るとともに、北陸新幹線加賀温泉駅と一般国道8号に近接する地区においてはデジタル技術を駆使した業務施設や商業施設などの誘致を積極的に進め、交流・活力の中心となる、自然環境が共存したエリアを新たに創出します。

また、土砂崩れ・洪水・津波など、各地域拠点で懸念される災害や大雪に対する備えを充実し、住民の生命や財産を守ります。

*MaaS(Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

④地域拠点の活力・魅力の向上

多世代交流を基本とした市街地の形成と、地域を支える人材の確保のために、定住促進策の推進とともに、空き家等を活用したまちづくり活動を進め、地域の活力創出と魅力の向上を図ります。また、インバウンド推進体制を強化し、観光客等の受け入れ環境の整備や情報発信を積極的に進めます。

大聖寺・動橋・橋立地域は歴史を感じることができるまちとして、山代・片山津・山中地域は温泉地として、それぞれの地域の個性と魅力を活かした取り組みを推進します。

作見地域では、商業や医療、観光などの拠点として、これらの機能の魅力を向上する取り組みを推進します。

各々の地域拠点においては、スマートシティの推進やデジタル技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現と、地域の魅力の発信・向上を図っていきます。

2) 各地域拠点の整備方針

(1) 大聖寺

建物が密集する地区においては、地域の生活利便性・防災性を向上するため、歴史的まちなみや町屋への影響に配慮した上で、狭隘道路の拡幅整備、排水路の改修、建物の不燃化・耐震化、公園・広場など公共空地の確保を進めます。

大聖寺山の下寺院群や旧城下町など、歴史的な建築物が立地する地域では、まちなみの保全及び歴史的風致の維持とともに、空き家対策や定住促進を推進します。

(2) 山代

開湯 1300 年の歴史と文化の積み重ねを有する温泉地として、総湯を中心とした湯の曲輪の再生とまちなみ整備による魅力向上に加え、九谷焼などの地域資源を活かしたまちづくりの推進や市街地の後背に広がる萬松園との連携向上など、趣のある魅力的な温泉地の創出を目指します。

(3) 片山津

柴山潟湖畔遊歩道の整備を促進し、総湯とその周辺を中心とした市街地と柴山潟が一体となった魅力ある観光地の形成を図ります。

また、市街地中心部においては、沿道建物の壁面後退や意匠の統一などによるまちなみ形成を図り、賑わい創出に取り組めます。

(4) 動橋

動橋駅を中心にコンパクトに形成された市街地として、居住環境の整備のほか、動橋駅前や身近な商店街、幹線道路沿道の商業サービスゾーンの創出、既存工業地の機能充実など、職住が共存する利便性に優れた複合住宅地の住環境の充実と良好なゆとりある住宅地の形成を目指します。

(5) 作見

加賀温泉郷の玄関口となる加賀温泉駅周辺は、北陸新幹線が停車する重要な交通結節点としての整備拡充を進め、公共交通の結節機能を強化します。

また、本市の顔として、人が集う場として相応しい都市景観の形成のほか、公共公益施設、文化施設、広域的な商業施設・医療施設など多様な都市機能が集積する都市のシンボルとなる新たな空間の形成・創出を積極的に推進します。

(6) 橋立

日本遺産に認定されている北前船の物語の舞台として、瓦葺き家屋や石張りの石垣など、歴史的まちなみの保全・活用のほか、地域にまつわる歴史的遺産の保全や積極的な PR を行います。また、漁港周辺の景観保全とともに、漁港の特色である競りの風景、特産品である鮮魚やカニなどの海産物などの PR や利活用・販売促進により、港町としての魅力創出を図ります。

(7) 山中

本市の地場産業である漆器産業と住居が共存した市街地の形成とともに、山間の自然風景と調和した温泉街の形成に加え、漆器産業の振興のほか、鶴仙溪や総湯（菊の湯）、山中座など、地域資源を活かした、回遊性があり情緒あふれる温泉地を目指します。

特に中心部の「ゆげ街道」では、地域住民による賑わいや景観創出のためのまちづくりを推進します。

3) その他の市街地・拠点の考え方

(1) 郊外集落

郊外集落は、地縁・血縁によるコミュニティの維持のために、空き家対策や定住促進策など、人口維持のための施策を推進します。

また、地区計画制度などを活用し、地区住民主体のまちづくりを進め、集落の活力を維持します。

日常的に利用が必要な生活利便施設については、近隣の地域拠点に立地する利便施設への公共交通などによるアクセス性の向上を図り、自家用車以外の移動手段を充実します。

(2) 工業地

工業地については、既存企業の成長を優先とした、工場周辺の開発ニーズに対応できる土地利用を進めます。宇谷野工場団地や小塩辻工場団地においては、工業の利用を促進するため、日影規制を緩和する工業系の用途地域の指定を検討します。

また、片山津 IC 産業団地周辺及び片山津丘陵地においては、自然環境や農業振興との整合を図りながら、工業用地を計画的に整備します。

(3) IC周辺

片山津・加賀インターチェンジ周辺は、物流及び観光などの広域交流の玄関口で他県へのアクセスが良いことから、周辺の環境及び景観に配慮しつつ、商業や工業を中心とした土地利用のあり方を検討します。

4) 空き家・空き地対策

市街地の空洞化・スポンジ化の原因となる空き家・空き地については、空き家・空き地の存在状況を把握し、所有者等へまちの景観を損ねない管理や空き家・空き地バンク制度の活用を促し、定住や賑わい創出の受け皿として活用します。また、「加賀市立地適正化計画」の「低未利用土地利用等指針」に基づき市街地内の未利用地と低利用地の活用を進めるとともに、事前の土地・施設の使い方や運営・撤退のルールを定めた地域の協定により、空き家の発生を抑制することを検討します。

特定空家等の家屋については、防災面から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者に対し取り壊しを促します。まちなかにおける空き家については、取り壊した上で近隣の空き地も含めた一体的活用により、地域のコミュニティスペースとして整備することも検討します。

3. 都市基盤施設整備の方針

1) 道路の整備方針

(1) 広域交流軸を構成する道路

物流や人の流れの要である北陸自動車道の、片山津・加賀インターチェンジへのアクセス強化を図ります。

(2) 広域連携軸を構成する道路

①東西軸

一般国道8号（都加賀国道線）は、現在4車線化事業が実施されている加賀拡幅及び牛ノ谷道路の早期完成を促進します。また、市内の道路ネットワークの外郭形成のほか、一般国道8号のサブルートとして位置付ける南加賀道路は、未整備区間の事業着手を関係機関に働きかけます。

都市計画道路山代粟津線は、市街地の円滑化を図る道路として、早期完成を促進するほか、一般県道串加賀線は、既存道路の維持管理の充実を促進します。

②南北軸

福井県丸岡市・永平寺町方面への主要な連絡道路である一般国道364号は、既存道路の拡幅を促進します。また、福井県あわら市と連絡する一般国道305号の既存道路の拡幅、主要地方道加賀インター線（熊坂町～三木町）や橋立港線（小野坂トンネル）の線形改良や拡幅を促進します。

主要地方道小松加賀線は、片山津インターチェンジを経て大聖寺地域などを結ぶ機能の改善を図ります。

南加賀道路のうち、南北軸を形成する箇所については、機能の維持及び拡充を図るほか、山代・片山津・作見地域の連携を図る都市計画道路片山津インター山代線（主要地方道山中伊切線）は、北陸新幹線の新駅からのアクセス道路として、機能の維持や拡幅などを推進します。

また、主要地方道小松山中線は、既存道路の拡幅を促進します。

(3) 地域連携軸を構成する道路

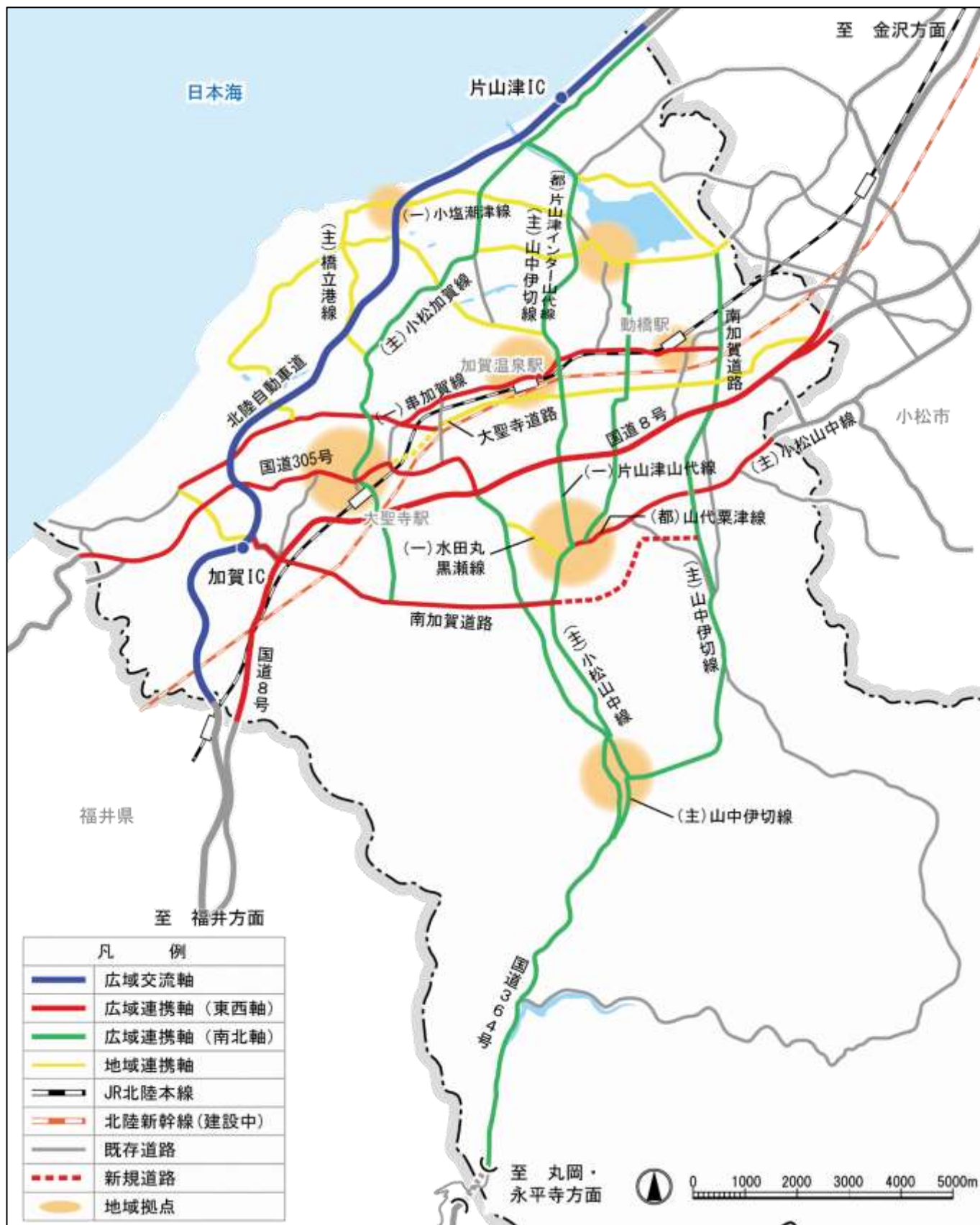
市内の各拠点間を連絡する大聖寺道路（都大聖寺加賀温泉駅線）、主要地方道橋立港線、一般県道水田丸黒瀬線などの道路については、市民のスムーズな市内移動のためのネットワークとして、既存道路の維持管理の充実を図ります。

(4) 地域拠点内道路

都市計画道路温泉中央南線のうち、未整備区間については、総湯を中心として一体的に情緒ある温泉街が形成されるよう、県・市及び地域住民が協働し、拡幅整備を進めます。

その他の都市計画道路については、将来交通量など、必要性の高いものから順次整備を進めるとともに、長期未着手の道路については、計画の廃止も含め、整備の方向性を検討します。

【道路ネットワーク方針図】



(5) 生活道路

生活に密着した道路のうち、小中学校等の通学路に指定されている道路や、まちなかなどで歩行者や自転車がよく通行する道路については、沿道状況に応じて、歩行者、自転車それぞれの安全で快適な通行空間を確保します。

視認性や線形が悪く、事故の発生が懸念される箇所については、カーブミラーや照明施設等の交通安全施設の設置のほか、路面標示の設置、ゾーン30プラスの導入など、自動車の速度低減策を講じます。

また、積雪対策として、消雪装置の整備・充実とともに、IoTを活用した除雪体制の構築及び市民と協働した除雪体制の構築を図ります。

交通や現道土地利用の状況から市道として維持する必要なくなった路線は、区道や農道として管理することを検討します。

(6) 自転車道

①自転車ネットワーク

車道通行を前提とした自転車ネットワーク路線の整備を順次行うとともに、生活拠点内の道路は、歩行者と自転車の安全を確保するために、面的な交通規制の導入について検討します。

また、自転車愛好者や沿道住民の協力を得ながら、車道の路肩の除草作業や、ポイ捨てゴミの除去など、通行空間の確保に努めます。

特に、加賀海岸地域の国の重要文化的景観の選定を期に、史跡・名勝や伝統的な建造物等と一体をなす水と緑のランドマークを結ぶサイクリングロードの再整備や効率的で分かりやすい案内サインの充実を図り、魅力を高めます。

【各ルート及びエリアの考え方】

種類	考え方
アクセスルート	各地域拠点を結び、通勤・通学や買い物等の日常生活の自転車移動を安全で快適にできるルート
周遊ルート	サイクリングロードとして整備された水辺や海岸線沿いを主とし、観光拠点を巡り小松市と福井県へアクセスするルート
あんしんエリア	生活拠点内で歩行者や自転車の通行を優先させるエリア

②その他の自転車利用環境

公共施設や観光施設、商業施設、交通結節点等、市民や観光客が利用しやすく、必要性が高い場所への駐輪場整備の推進や案内看板等を充実させ、自転車利用者の利便性向上を図ります。

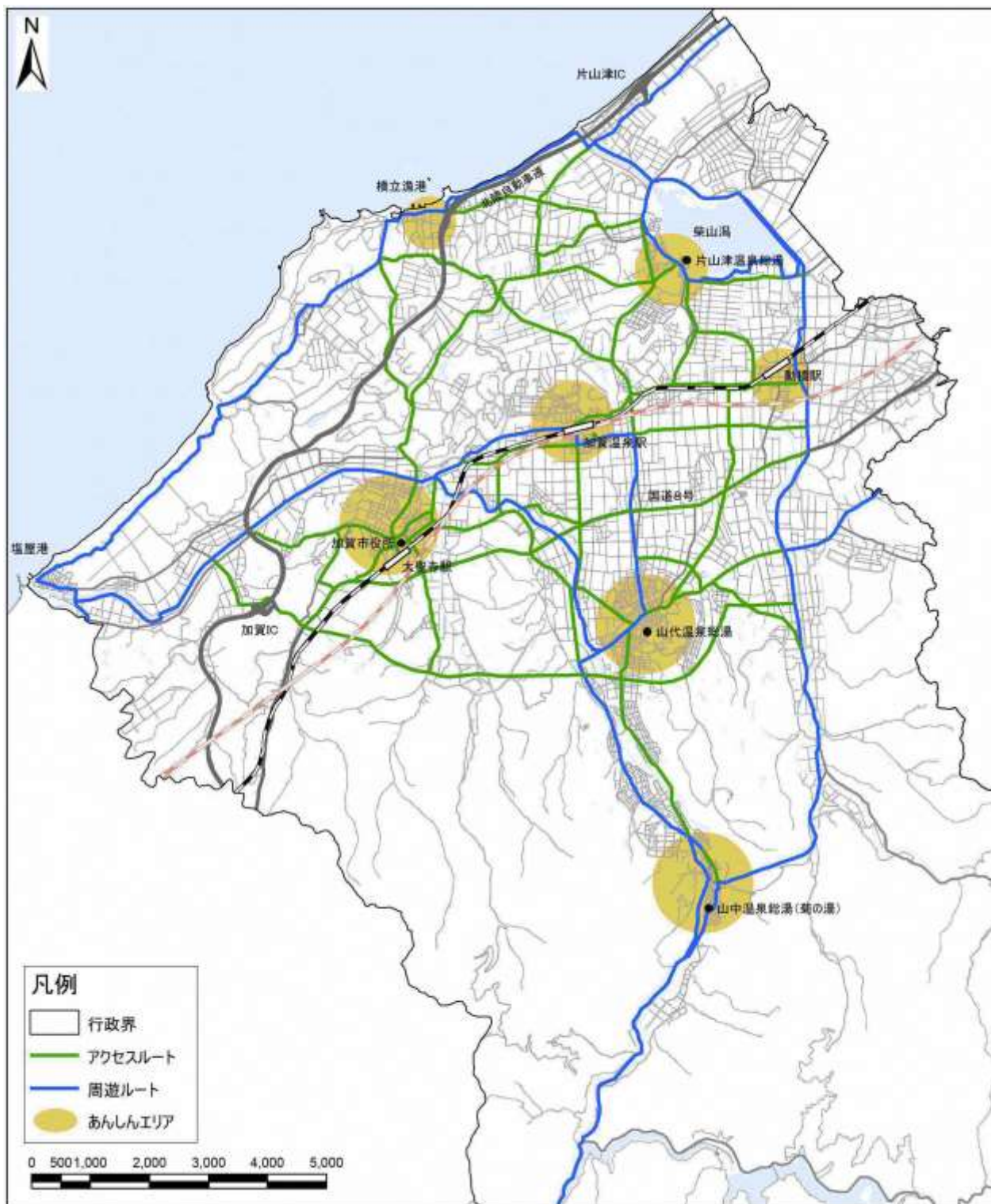
観光サイクリングを促進するために、民間事業者により、観光拠点や鉄道駅等でレンタサイクル事業や自転車利用者の憩いの場となるサイクルステーションの設置を支援します。また、ナショナルサイクルルートの指定を目指し、指定要件を満たすような自転車通行空間を整備します。

電車やバス等の公共交通と自転車の連携を強化するために、電車やバスへの自転車持ち込み等に関して、関係者と協議し検討を進めます。

ノーマイカーデー^{*}などの実施により、マイカーでの通勤・通学を自粛し、自転車や公共交通機関等で通勤するように呼びかけを行います。

^{*}ノーマイカーデー：自家用車(マイカー)の使用を控えて、電車やバスなどの公共機関や徒歩などを利用することで、二酸化炭素の排出量を減らし、環境を改善する取り組み。

【自転車ネットワーク配置方針図】



(7) 道の駅

地域の魅力発信や特産品の販売、道の駅（山中温泉ゆけむり健康村）は、施設の機能維持とともに、物販品の充実などによる魅力づけを行い、利用者の増加を図ります。一般国道8号（都加賀国道線）の拡幅に伴う新たな道の駅の整備については、ドライバーへの休憩場所の確保・情報提供・地域の特産品の提供などのために、検討します。

2) 公共交通の整備方針

(1) 鉄道

①北陸新幹線

北陸新幹線金沢・敦賀間開業に向け、新幹線駅周辺の都市機能の充実を図るとともに、賑わい創出に向けた開発を検討します。

②並行在来線（JR北陸本線・IRいしかわ鉄道線）

市内に3つの駅があることを活かし、利用者の利便性に配慮された運行となるよう運行事業者に働きかけるとともに、利用促進を図ります。

加賀温泉駅は、新幹線利用者と並行在来線利用者相互が円滑に乗り換えできるよう、駅舎及び駅周辺のバリアフリー化、案内サインの充実、多言語化などを図ります。また、無人駅となった大聖寺駅や動橋駅は、市民や来訪者の憩いの場となるよう、駅舎の利活用を推進します。

並行在来線は、第3セクター※等の運行により、通勤・通学をはじめとした日常生活の移動目的に対応する地域公共交通として、維持・充実を事業者に働きかけるとともに、連携を強化して利便性の向上に努めます。

(2) バス

①路線バス

路線バスは地域拠点を結ぶ市民にとって最も身近な公共交通であり、現行のサービス水準を維持するとともに、採算性と利用者の利便性に留意し、ルートやバス停の設定、運行頻度などを常に見直ししながら、利便性向上による利用促進を図ります。

加賀温泉駅では、北陸新幹線や並行在来線の二次交通として、円滑に乗り換え・接続できる運行体制の充実を図ります。

②観光周遊バス（キャン・バス）

観光客の回遊性を高めながら、各観光地の滞在時間が拡大されるような運行の充実を働きかけます。同時に、市民の日常生活の移動手段として利用の促進を図ります。

③乗合タクシー（のりあい号）

路線バスなどの運行がない地域は、予約に応じ、細かな運行が可能な公共交通として、のりあい号の充実を図ります。また、デジタル技術の活用により利用しやすいサービスや運行体制を目指すとともに、鉄道やバスの連携により利便性の向上を図ります。

④小松空港の連絡バス等

小松空港を利用する観光客やビジネス客が本市へ移動するための二次交通として、民間会社等が主体となるバス等による輸送を働きかけます。

(3) その他の移動支援

公用EV（電気自動車）の有効活用法として2021年にスタートしたカーシェアリングサービス（OFFON（オフオン））については、市民や観光客等の利用状況に応じて拡充を検討します。

※第3セクター：地域開発、都市づくりなどのため、国または地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立された事業体。

3) 公園・緑地の整備方針

(1) 災害時に対応した安全で人にやさしい公園の充実

すべての市民が身近に利用でき、災害時にも対応した安全で人にやさしい、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を行います。

①公園・緑地の防災機能とユニバーサルデザインの充実

災害時の避難場所としての機能強化や、誰にでも利用しやすい園内施設の充実を推進します。

②公園の適正な配置

市民が身近に利用できる公園は、災害時の一時的な避難場所になることから、安全・安心なまちづくりのため、適正な公園の配置を推進します。

(2) 地区の自然・歴史を活かした公園の整備

越前加賀海岸国定公園にある橋立自然公園は、里山・里海の多様な動植物環境を保全・再生する自然公園として、ボランティア活動をはじめ、環境教育の場や身近な自然にふれる機会を提供します。また、地区住民による里山保全活動を支援します。

山代温泉の背後に位置する地域の里山として親しまれてきた萬松園や白山を水辺越しで眺望できる片山津地域の柴山潟湖畔公園とその隣接地を対象に、自然的資源を活用した観光振興や交流促進の拠点としての整備を行い、地域活性化のさらなる推進を図ります。また、災害時には防災拠点となる公園としても活用できるよう整備します。

錦城山公園は、大聖寺城跡としての歴史を継承し、市街地に潤いと安らぎをもたらす公園として、史跡の保全・活用を図ります。

(3) 健康・スポーツの拠点となる公園・緑地の充実

①加賀市中央公園の機能強化

加賀市中央公園は、健康・スポーツの拠点であり、運動・レクリエーション施設及び歴史民俗施設など、健康・スポーツをはじめとする総合公園として、多様化する市民ニーズの対応や子育て支援を目的とした整備のほか設備の改修を順次行い、さらなる公園機能の充実により利用促進を図ります。

②多様なニーズに対応できる公園整備の検討

ウォーキングやランニング、サッカー、グラウンドゴルフ、パークゴルフなど、多様化するスポーツのニーズに対応できるよう、施設の機能拡充や新たな公園整備の検討を行います。また、子育て支援の一助として整備したにこにこパークは、屋内でも活動できる施設として、施設や設備の充実を図ります。

③既設公園・緑地・広場の改修

市民ニーズに対応した公園や広場の改修をするほか、老朽化した施設や設備の改修を行い、適正な維持管理を進めます。

(4) 民間活力を導入したオープンスペースの利活用

市内の公園や緑地などのオープンスペースを有効活用するため、指定管理者制度[※]や Park-PFI[※]など、PPP/PFI[※]手法による民間活力の導入により、継続的かつ長期的に利活用するとともに、賑わい創出を図ります。

(5) 適切な公園の維持管理

適正に公園を管理するため、「加賀市公園長寿命化計画」、「加賀市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、定期点検や予防保全的な修繕により、公園施設の長寿命化に取り組みます。

地域の公園・緑地・広場は、地域住民に愛着が湧き親しまれるものとするため、アドプトプログラム[※]など市民ボランティアによる適正な維持管理活動を支援するほか、指定管理者制度や Park-PFI などにより、多様化する市民や来訪者のニーズに対応したサービスの向上を図ります。

(6) 緑の風景づくり

都市の魅力をアピールする花や緑の景観を形成するため、風景の骨格づくり、温泉街の風景づくり、市民による風景づくりなどを推進することで「ガーデンシティ（田園都市）」の形成を目指します。

位置づけ	場所及び風景づくりの内容
ゲートエリア	鉄道駅周辺とインターチェンジ周辺における風景の形成
緑の風景軸（メインルート）	温泉街等の各観光地を連絡する東西、南北の交通軸における風景の形成
もてなしエリア	温泉街や歴史的なまちなみの主要な通りにおける、花と緑による心づかいや癒やし、潤いのあるもてなしの風景の創出
緑の風景軸（サブルート） 水辺の風景軸	大聖寺川や動橋川、柴山湯、海岸等の水辺、水辺沿いの桜並木、田園・丘陵地の緑など、地域を魅せる風景づくり

※指定管理者制度：地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。
 ※Park-PFI：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

※PPP/PFI：PPPはPublic Private Partnershipの略称であり、公共主体と民間が連携して公共サービスを提供する手法を幅広く捉えた概念を指す。また、PPPの代表的な手法の一つであるPFIはPrivate Finance Initiativeの略称であり、公共施設等の設計・建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法を指す。

※アドプトプログラム：沿道の住民に対し、道路を自分たちの「養子(アドプト)」に見立てて、ボランティアで清掃、美化してもらおうという考え方。

4) 供給処理施設の整備方針

安全で快適な生活環境を確保するとともに、生活環境を改善するため、下水道や上水道などの供給処理施設の耐震対策や老朽化する施設の長寿命化を考慮した計画的な整備・更新を進めます。

(1) 下水道の整備方針

①公共下水道

【整備エリア】

現状で人口が少ない地区及び将来の人口の伸びが期待できない地区については、公共下水道の区域から合併処理浄化槽の区域への計画の変更を検討します。

【施設の改築・更新】

更新時期を迎えている施設が多く存在していることを踏まえ、ストックマネジメント※を導入し、施設の統廃合も含めた計画的な改築・更新を進めます。

【施設の統廃合】

更新時期を迎えた農業集落排水施設のうち公共下水道区域に近接している分校地区及び箱宮地区を、公共下水道へ統合しました。

加賀市浄化センターは、施設の老朽化対策、人口減少による流入水量の減少と、安定した処理水質の確保、処理場用地の有効利用等の観点から、大聖寺川浄化センターと統合することを目指します。

【地震対策】

液状化※の危険性が高いとされる地域の処理区について、施設の更新に合わせて順次、耐震診断結果に応じた対策を講じます。重要な管渠及び処理施設のうち、軟弱地盤にある施設や更新時期を迎えるものは、ストックマネジメント計画に沿って、必要な補強等の対策を講じます。

②農業集落排水処理施設等

農業集落排水処理施設は10地区で運用しており、今後、これらの区域の効率的な施設管理に努めます。

③浄化槽

公共下水道や農業集落排水処理施設による汚水処理をしない区域は、合併処理浄化槽により水洗化を促進します。

特に、単独処理浄化槽を使用している住宅等については、所有者の理解を得た上で、早急な合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

※ストックマネジメント:既存の構造物や施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称のこと。

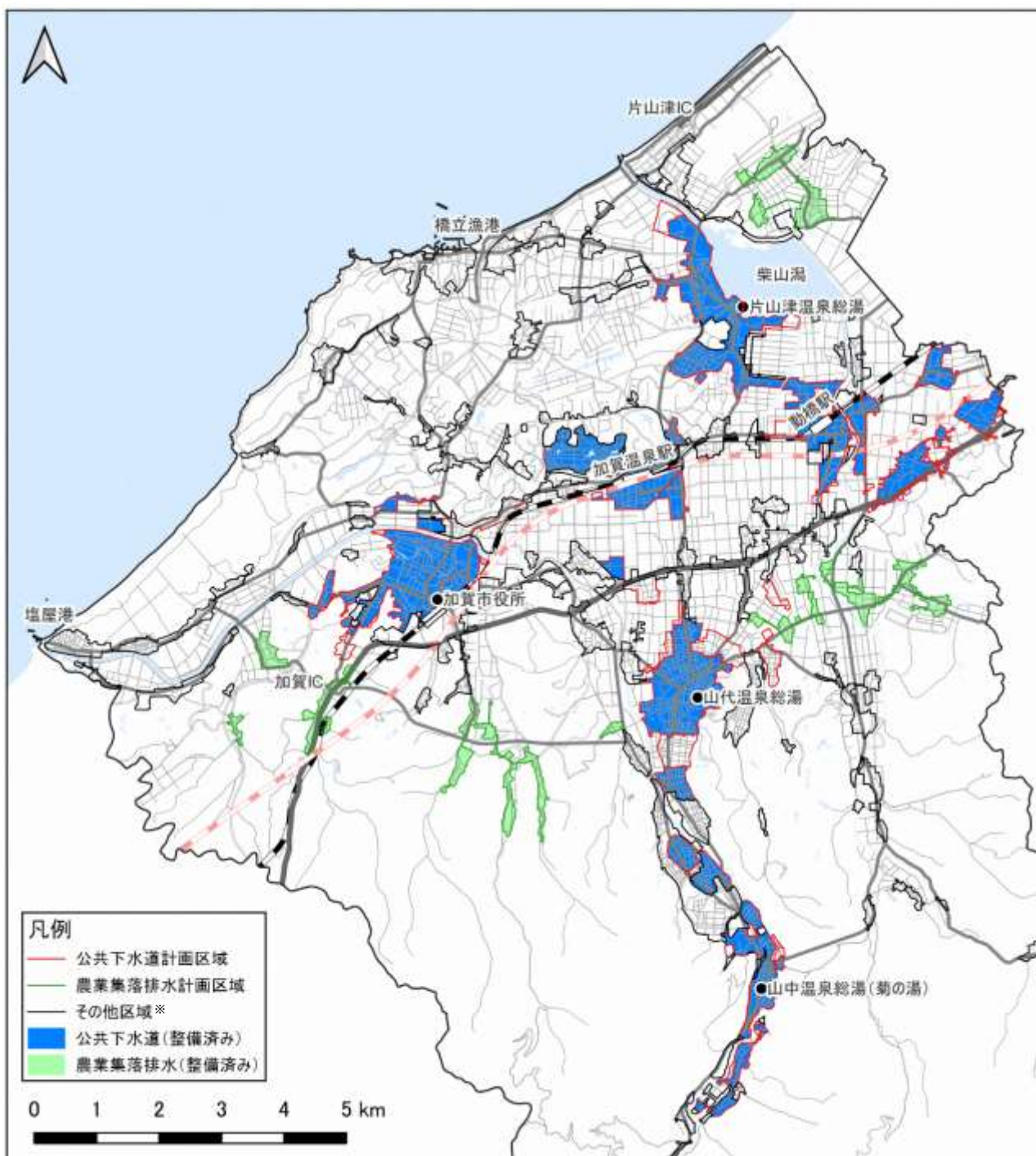
※液状化:地下水位が高く軟弱な砂質地盤が地震などに遭遇すると、液体のように流動化する現象。

④下水汚泥の利活用

本市では、汚泥の利活用が100%となっており、今後も発生活泥の堆肥化による、公園緑化やセメント原料などへの利活用を図ります。

また、流域下水道では、将来的には公共下水道（片山津処理区）の処理区統合により、片山津処理区の下水道汚泥についてもエネルギー利用を図ります。

【下水道の整備方針図】



※「その他区域」は、個別浄化槽や合併浄化槽などの区域を指す。

(2) 上水道の整備方針

①安全な水の供給

安全な水を供給するため、毎年度「水質検査計画」を策定・公表するほか、生活の多様化や高度化に応じた水道水の安定供給のため、石川県水道用水供給事業からの浄水と九谷ダム水を主要な水源と位置づけ、水源監視や浄水処理など、水質の適正管理に取り組みます。

また、水を安定供給するために、水源から給水栓末端までの水質監視を強化します。

②施設の耐震化と危機管理体制の強化

安定した給水を確保するため、老朽化が進んだ施設の更新整備に努めるほか、地震や火災時における的確な対応ができるよう災害対策の充実に取り組みます。

③持続可能な経営

水道事業を未来につないでいくためには、健全な財政状況を維持・継続することが必要であり、経営効率化による運営コストの削減や、投資の平準化等を推進し、次世代に負担を先送りしないよう努めます。

(3) ごみ処理施設の整備方針

加賀市環境美化センターでは、安全安心を最優先に考え施設の計画的な改修を行うとともに、廃棄物の減量化や分別による資源化の推進により環境保全に取り組みます。

また、下水汚泥、剪定枝等のバイオマス[※]の再利用については、地域振興や近隣市との広域連携も勘案しながら検討し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

※バイオマス:間伐材や製材のおがくず、剪定(せんてい)枝葉や建築廃材、畜産で生じる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物、家庭の台所のごみなど生物起源のエネルギー資源の総称。

5) その他の施設の整備方針

(1) 墓地及び斎場の整備方針

①墓地

墓地の需要に応じて、加賀市中央霊苑、山中上原墓苑の計画的な整備を検討します。

②斎場

小松市との広域連携による斎場にて運営を行うものとし、将来的な整備についても小松市との広域連携を図ります。

(2) 教育、生涯学習・スポーツ施設の整備方針

①小学校・中学校

児童生徒がお互いに多様な意見を交換できるような人数を保持するために、学校規模の適正化に向けた学校配置を図るとともに、安全で快適に学習できる環境を維持できるよう、児童生徒数に応じた統廃合の検討や、計画的な校舎の改築・改修を行います。また、地域住民の避難施設としての役割を担うための校舎整備を推進します。

②生涯学習・文化施設

市民ニーズの多様化・高度化に対応した学習体制の推進や学習機会の拡大を図るため、図書館など生涯学習施設の機能充実に努めるほか、地域の歴史・文化を今後も継承・保全するため、北前船の里資料館をはじめとする歴史・文化施設の充実に加え、旧城下町が残る大聖寺の歴史文化資産の整備を推進します。また、指定管理者制度により、民間の手法を用いて、市民ニーズに対応したサービスの向上を図ります。

③スポーツ・レクリエーション施設

市民の健康増進を図るため、多様化するスポーツニーズに対応した各種スポーツ施設や、自然環境を活かしたレクリエーション施設の整備に努めます。また、指定管理者制度により、民間の手法を用いて、市民ニーズに対応したサービスの向上を図ります。

(3) 保育施設・児童施設等の整備方針

①保育園

「子どもたちの健やかな育ち」のための環境を整備することを目的として、「加賀市公立保育園再編基本計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきました。

今後の保育園の状況や入園児童の推移等を見極めながら、計画の見直しを行い、再編を進めていきます。

②児童センター

児童センターは、施設の統合、廃止、長寿命化を検討します。

(4) 医療・福祉施設の整備方針

①医療施設

加賀市医療センターは、民間病院、診療所などと連携を図り、超高齢社会への対応や、出産、病気、怪我など、症状に応じた適切な医療措置がいつでも受けられ、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる医療体制の構築に努めます。

また、デジタル技術の活用によって、地域における健康、医療に関する課題の解決に重点的に取り組みます。

②介護サービス施設

介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の総合的な計画として定められた「高齢者お達者プラン」に基づき、住みなれたまちに暮らし続けられるよう、7つの日常生活圏域を設定し、計画的に整備を行っています。

入所施設は既に充分整備されているため、新たな入所施設整備は行いませんが、既存施設の個室ユニット化と郊外施設の街中移転を推進していきます。また、在宅サービス事業所も多数整備されていますが、在宅生活を24時間365日支えるサービスの拡充に努めます。

③障がい者施設

障がい者のニーズや地域バランスに配慮した施設の適正配置を図るとともに、障がい者の意欲や能力・適正に応じた就職を支援できる体制を確保し、障がい者の社会参加と住み慣れた地域での自立した生活を促進します。

(5) その他の施設の整備方針

①地区会館及び町内集会場

安全・安心で、こころ豊かに暮らせるまちづくりに向けた地区コミュニティの活動拠点、また、災害時の避難施設として地区会館を維持するとともに、より細かなコミュニティの単位である町内会における集会場の整備を支援し、住民が主体的に行うまちづくりの活動環境を整えます。

②公営住宅

住宅に困窮する世帯の居住の安定を確保するため、今後の超高齢社会、人口減少等の社会情勢の変化を鑑み、市営住宅の供給量を見極めながら、集約化を図り再編整備します。また、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善を実施し、市営住宅の長寿命化に努めます。

4. 環境保全・形成の方針

将来都市構造の環境軸の方針に沿って、本市の骨格を成す地域の豊かな自然を守り、活かし、育て増やすことにより、自然再生や生物多様性の保全、地球温暖化防止など様々な環境対策に取り組みます。

1) 豊かな自然環境の保全

変化に富む海岸線や平野部に広がる良好な農地及び豊かな森林は、私たちの生活や産業を支えるとともに、憩いや潤いを提供しています。これら貴重な財産である自然環境の保全・再生に努めるとともに、周辺環境との調和したレクリエーションの場や観光資源として適切な利用を図ります。

(1) 海岸部

越前加賀海岸国定公園に指定された海岸線や丘陵地は、国の天然記念物である鹿島の森、海浜植物群が生育する砂丘地や松林、ラムサール条約登録湿地の片野鴨池など貴重で身近な緑地・水辺となっています。

近年の松枯れの進行や海岸の侵食をはじめとする著しい自然環境の変化は、遊歩道などの維持・管理に影響が及んでいるため、市民や関係機関とともに、海岸部の清掃活動等による優れた環境の回復、維持・向上を目指します。

(2) 河川・潟

大聖寺川や動橋川などの河川や柴山潟は、市民生活の衛生面や安全を支える重要な役割を担っているほか、川遊びなどのレクリエーションの場でもあります。この機能を維持・再生するため、下水道の接続率の向上をはじめとした対策の推進により、これらの水質保全と生態系を保全します。また、護岸や遊歩道などの整備にあたっては、治水・防災機能充実の計画的な整備とともに、自然生態系への配慮、市民や来訪者の交流の場所としての活用も図ります。

(3) 農地

平野や丘陵部における優良な農地は、農業活動の基盤となり地域の農産物・特産品の供給源となるだけでなく、雨水のかん養などの環境保全機能を担っており、都市生活を支える貴重な緑地のひとつとして、無秩序な開発を抑制し、農地の保全と農業の振興を図ります。特に、農地をグリーンインフラ[※]として捉え、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供など、様々な環境を保全できる財産として保全・活用を図ります。

近年増加傾向にある野生鳥獣による農作物への被害については、鳥獣の捕獲や進入防止柵の設置などの防止対策を推進するとともに、人に危害を加えるおそれがある動物の出没情報の共有など、ソフト・ハード対策の充実を図ります。

また、深刻化する担い手不足の軽減のため、AIやIoTを活用したスマート農業を推進することで、作業負担を軽減し、収穫量が増加することで農作業の効率化を図ります。

※グリーンインフラ: 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方。

(4) 山間部・丘陵地

大日山や富士写ヶ岳に連なる山地は、水源かん養機能や自然とのふれあいの場所としてのレクリエーション機能などの公益的機能を有しており、市街地や集落周辺の丘陵地は、古くから生活や営みと関わりあい、里山の景観や生態系が形づくられてきました。これら山地での無秩序な開発の抑制と林業の振興による適切な森林整備の推進により、公益的機能の維持を図るとともに、生活形態の変化にともない損なわれた里山の景観や生態系を取り戻し、適切な保全と活用に取り組みます。

また、都市的利用により樹林地の伐採が顕著にみられる箇所については、十分な植林と育成により、樹林地の保全・創出に努めます。

2) 人にやさしい都市環境の形成

地域の自然を守り育てるとともに、都市活動の中で創られる様々な緑を組み合わせ、連続した緑のネットワークを形成し、潤いあるまちづくりを目指します。

また、快適な市民生活を守るため、低炭素・生物多様性[※]社会の形成に向けた取り組みを総合的に推進します。

(1) 緑のネットワークづくり

水と緑のネットワークは、市民や来訪者が過ごす良好な都市環境の形成に寄与するだけでなく、生物多様性や気候変動への対応の視点からも重要な役割を果たしており、今後も水と緑のネットワークから得られる様々な効果を楽しむため、野生生物の生息・成育する森林、水辺、農地などを繋ぐ生態系ネットワークの形成や潤いある道路空間を創出します。

また、民間活力の活用も視野に入れ、水と緑の拠点の充実を図り、連続性のある水と緑のネットワークの充実・拡大を推進します。

(2) 地域らしさをもった緑のまちづくり

地域の歴史・文化、生活に基づいた樹木や、四季折々の変化に富んだ自然環境は、次代を担う子どもたちの感性を磨き、豊かな心を育てる上でかせないものです。まちづくりにあっては、地域の身近な自然環境に対する認識を深め、地域の植生や生態系及び生物多様性などに配慮した緑の保全、創出を進め、地域らしさをもった潤いある都市環境の形成を図ります。

また、文化財の指定を受けている史跡・名勝については、周囲を緑の園地として一部整備するとともに、文化の緑として歴史文化教育への有効活用を図ります。

(3) 生活環境の保全

市民との協働により、海岸や潟・河川の清掃活動をはじめ、まちの美化活動の推進や、作業の効率化を支援するほか、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、関係機関と連携した定期的な監視を行うとともに、迅速に対応するための体制の充実に努めます。

また、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭など、発生源への指導体制を関係機関と連携して強化し、都市公害の未然防止に努めるほか、都市計画法及び工場立地法に基づき、既存工場の改善や新規工場を建設する場合は、周辺環境に配慮した緑地の創出や敷地外周部における緩衝緑地の整備を誘導します。

※生物多様性:あらゆる生物種(動物、植物、微生物)と、それによって成り立っている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子を合わせた概念。

(4) 持続可能な脱炭素社会の形成

「加賀市SDGs未来都市計画」及び「加賀市地球温暖化対策実行計画」に沿って、エネルギーの地産地消などの推進、温室効果ガスの排出削減、気候変動の影響への適応などに積極的に取り組み、持続可能で強靱な地域づくりを目指します。

また、廃棄物の発生・排出抑制、再利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築を目指します。

5. 景観保全・形成の方針

1) 景観保全の方針

本市が有している貴重な自然や歴史・文化などを伝える景観を後世へと残すために、これらの景観を形成する要素の保全に取り組みます。

①自然景観

大聖寺川や動橋川、柴山湯、加賀海岸などの水辺のほか、山々や身近な樹木の緑等の美しい自然を守り、緑豊かで潤いのある良好な自然景観の形成を推進します。

②歴史・文化的、伝統的景観

大聖寺の旧城下町や橋立の北前船主の里、東谷地区の山村集落などの歴史・文化的、伝統的な地区を保全し、これらと調和する良好な景観形成を推進します。

③文化財、景観重要建造物の景観

国に指定された重要文化財や登録有形文化財、重要文化的景観のほか、市が指定した景観重要建造物について、個別の景観資源を守り、これらと調和させるためにその周囲の景観保全に取り組みます。

④眺望景観

柴山湯や白山の眺望点については、景観の阻害要因の規制・誘導により、良好な眺望景観を保全します。また、これらの視点場としての整備を進めます。

⑤地区の特性と調和した景観

歴史的につながりのあるコミュニティを中心とした地区毎に、歴史や文化及びその周辺の自然と調和した良好な景観を創出します。

2) 景観形成の方針

美しい景観を有する地域として、また、加賀市らしい景観を作り上げていくために、景観の阻害要因の規制や排除と新たな景観の創出を、面的・線的な視点から進めます。

①面的景観

【市街地景観】

北国街道を中心に連携した景観づくりとして、新しいものと古いものの調和や親しまれる水辺空間の形成のほか、ルールづくりによる景観の維持・創出を推進します。

また、温泉地では、温泉客がそぞろ歩きをしながら温泉情緒を味わえるような、それぞれの温泉の特色に応じたまちなみ景観の形成と阻害要因の除却とともに、住民参加による清掃や緑の手入れにより、良好な温泉地景観の創出を進めます。

【田園景観】

加賀平野に広がる田園景観を保全するため、看板や眺望を阻害する建築物の規制や住民による集落景観づくりの普及のほか、保存会等による歴史・文化的景観資源や植生の保全を推進します。

田畑・用水・巨樹や緑豊かな田園集落、ホテルなどの昆虫や生物が生息する環境を保全します。

【海岸・湖沼景観】

国の重要文化的景観に選定された加賀海岸の海岸林を中心とする景観は、視点場の整備や案内板の設置、歴史的に重要な建物の修繕や修景などを推進し、景観の保全と継承を図ります。

鹿島の森や加佐ノ岬、尼御前岬など日本海沿岸の豊かな自然景観の保全に向け、海岸部の松枯れ対策や流域から流れ着き堆積する河口のゴミ対策を推進します。

歴史・文化的施設や漁港漁村特有のまちなみ景観の保全を推進するほか、柴山潟から白山への眺望景観を保全します。

【丘陵・山間部景観】

集落の背景となる山並みや集落内の豊かな自然景観のほか、数少ない棚田や杉の美林など里山景観を保全します。

歴史を残したまちなみづくりに向け、土蔵群や赤瓦のまちなみ、特徴的な石垣など、山村集落の景観の保全を推進します。

②線的景観**【沿道・沿線景観】**

街の軸となる幹線道路は、街路樹やガードレールなどの修景に配慮し、電線類、看板など、景観を阻害しているものの除去などに努めます。また、「いしかわ景観総合条例」に基づき、四季折々の美しい自然景観が楽しめる北陸自動車道では、沿道建築物などの色彩、看板規制により、眺望景観を保全します。

鉄道駅周辺における都市景観のあり方を検討するとともに、鉄道在来線や開通予定の北陸新幹線から白山と田園景観が一体となったパノラマを望む景観形成については、「いしかわ景観総合条例」に基づき、北陸新幹線沿線からの屋外広告物の規制・誘導を、石川県とともに進めます。

また、地域間を繋ぐ交通手段の1つとなっているサイクリングロードは、自転車に乗って見える景観の連続性を高めるよう、景観整備に取り組みます。

【河川景観】

大聖寺川と動橋川水系の河川では、水質の保全や生態系保護に努めるとともに、人々が水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる良好な河川景観の保全と創出を推進します。

このため、水と緑の軸として広がりのある眺望の確保や、水質の維持・向上などにより、河川の景観軸としての魅力を高めつつ、河川沿いの建築物の形態やデザインにより、河川沿いのまちなみとの連続性に配慮した景観形成を推進します。

③眺望景観

白山や大日山の山並みのほか、加佐ノ岬や尼御前岬などの海岸部を望むことができるエリアや眺望点などは、屋外広告物の設置抑制などにより、優れた景観を保全・形成します。

また、加賀市らしさが感じられる貴重な景観資源の印象をさらに高めるため、眺望景観の保全・創出と視点場の設定・整備に取り組みます。

6. 防災・防犯の方針

1) 災害に備えた基盤整備

(1) 医療機関をはじめとした連携・協力体制とアクセスの強化

医療体制を充実させるため、加賀市医療センターの機能充実を基本に、他県市の医療機関との連携・協力体制強化に取り組むほか、医療機関への被災時におけるアクセス強化を進めます。

また、医療機関に限らず、他県や他市町との協定締結や相互協力体制の充実により、災害時における連携・協力体制の充実・強化を図ります。

(2) 避難場所や避難所の指定

「加賀市地域防災計画」に基づき、土砂災害や津波、雪崩、浸水などの危険性がない箇所において、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、指定緊急避難場所や指定避難所の指定とともに、避難所や避難路における表示標識の設置を推進します。

(3) 公共施設の災害予防

①道路ネットワーク対策

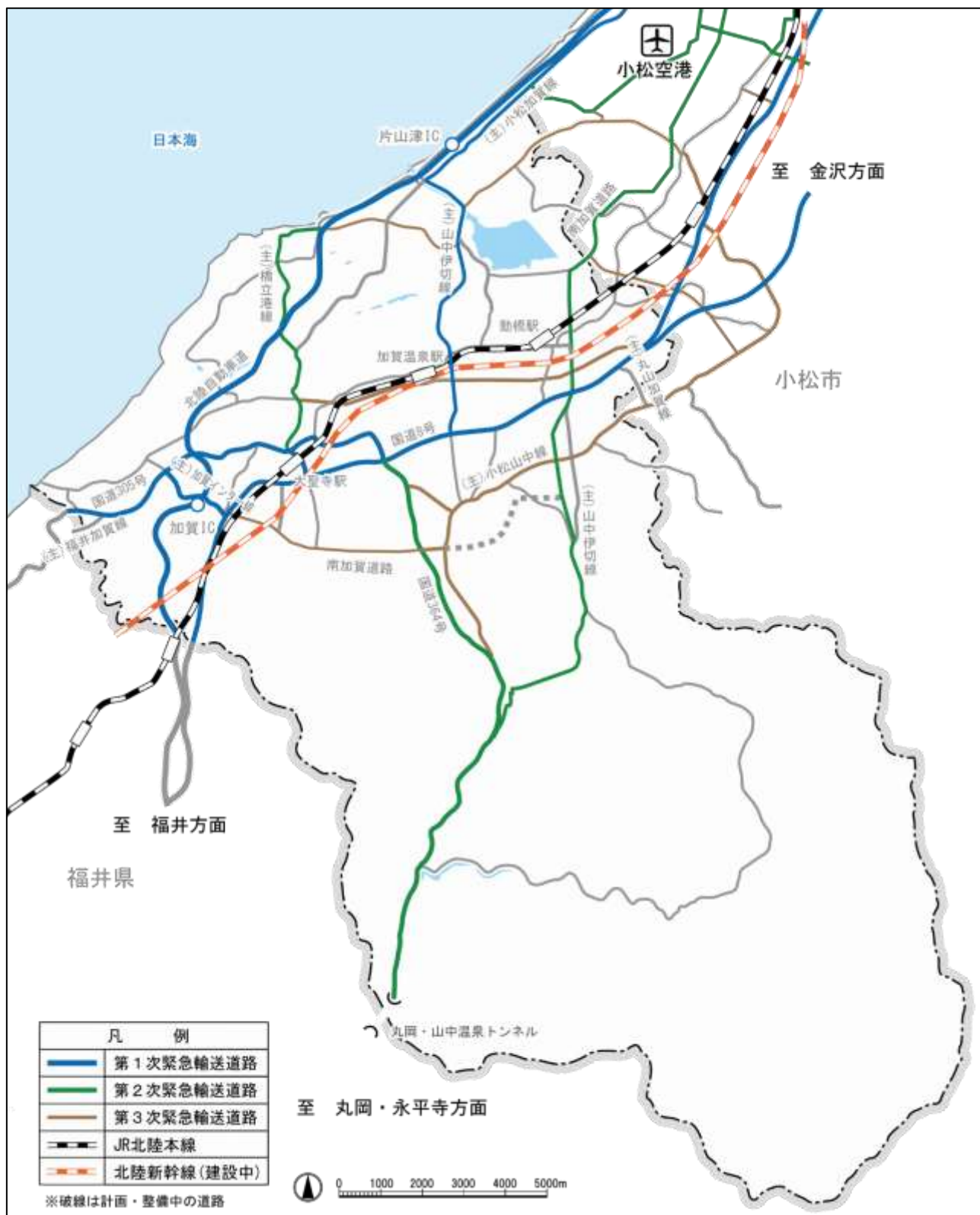
次に掲げる緊急輸送道路ネットワークや、避難・消火活動等に必要な生活道路は、無電柱化や道路の拡幅などにより、アクセス強化及び安全性の確保を図ります。特に、加賀市医療センターを中心とした災害に強い道路ネットワークの整備を行います。

また、災害による道路ネットワークの分断を防止するため、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強などを推進します。

【市内における緊急輸送道路】

区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路 初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	高速道路	北陸自動車道
	一般国道	8号
	一般国道	305号
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	加賀インター線
	一般県道	片山津山代線
第2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、消火活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	一般国道	364号
	主要地方道	橋立港線
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	一般県道	串加賀線
第3次緊急輸送道路 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	一般県道	小塩潮津線
	主要地方道	小松山中線
	一般県道	荒木田原町線
	一般県道	小塩潮津線
	一般県道	潮津串線
	一般県道	水田丸黒瀬線
	一般県道	加賀温泉停車場線
市道	A375号線、C432号線、C463号線	

【緊急道路ネットワーク図】



出典：石川県地域防災計画

②海岸・河川対策

津波や洪水などによる被害を軽減するために、海岸部や動橋川などの河川の護岸等の改築を促進します。

また、想定される最大規模の洪水を見据え、市民への災害リスクの情報提供や防災意識の情勢を促進するとともに、避難路などの確保を図ります。

③土砂災害対策

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊などの土砂災害が懸念される箇所については、人家や公共施設の多い区域など、特に被害のおそれのある箇所から優先的に対策を施すことで、これらの土砂災害の発生抑止と被害軽減を図ります。

(4) 消防水利の充実

大規模な火災時において、消火栓からの消火水量を補って消防力を強化するため、防火水槽の未整備地区への整備を推進します。

(5) 建築物の耐震化

「加賀市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進し、地震被害の軽減を図ります。

(6) 避難場所・避難施設等の充実

「加賀市地域防災計画」に基づき、避難場所や避難施設の防災資機材の充実を図るほか、市内の福祉施設と福祉避難所の設置・運営に関する協定締結を進め、災害時に備えます。

道路が寸断しても緊急対応が可能となるように、市内各地にドクターヘリ[※]の発着場所の確保を図ります。

2) 災害に備えた活動

(1) 施設整備・防災知識の普及・訓練

「加賀市地域防災計画」等の各種計画の適宜見直しとともに、これらの計画に基づき、被害の軽減を図るため危険区域を定め、各種災害に対する施設整備並びに防災知識の普及及び防災訓練などを推進します。

ハザードマップ[※]の普及により、住んでいる地域の危険性を地域住民が把握し、自主的な避難行動を促すことで、災害発生時の人的被害の低減を図ります。

ゆれやすさマップ[※]の普及・活用により、地震発生時の災害リスクや被害想定を把握し、地震に対する意識の向上を図るとともに、耐震診断や耐震改修工事といった住宅等の耐震化を促進します。

これらの取組みの継続的な実施により、「自らの身の安全は自らが守る」「自らの地域は皆で守る」といった自主防災意識の醸成を図ります。

また、災害により発生するおそれのある大量の廃棄物の対策として、災害廃棄物の集積場所の指定・充実を図ります。

※ドクターヘリ: 救急専用の医療機器を搭載し、医師・看護師が乗り込んで患者のもとに急行し、病院などに搬送する間に救命医療を施すことのできる救急ヘリコプター。

※ハザードマップ: 土砂災害や津波などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図。

※ゆれやすさマップ: 地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、揺れやすさを評価したもの。

(2) 地区における自主防災組織づくり

地区の防災意識を高めるほか、災害発生の未然防止や被害の軽減を図るため、自主防災組織づくりの促進と防災士や防災リーダーなどの育成を支援します。

また、地区住民による連絡体制の確立や緊急時の対応マニュアルの作成とともに、災害発生時における要援護者への情報伝達や避難支援の円滑化に取り組み、地区の安全・安心体制を強化します。

(3) 雪害に強い体制づくり

大雪時において、幹線道路等が通行不能とならないよう、平時より除雪体制や連絡体制を確保し、代替路の確保が早期に図られるよう、国や県、日本高速道路（株）へ働きかけます。

市街地や集落内においては、消雪装置の整備・充実とともに、IoT を活用した除雪体制の構築及び除雪機械の地域への貸与など、市民と協働した除雪体制の構築を図ります。

3) 交通安全と防犯の方針

(1) 交通安全

事故が多発する地点や危険な場所から優先的に交通安全施設の整備に取り組み、ゾーン30プラス[※]の導入など、歩行者、自転車、自動車を分離し、それぞれの通行空間確保に努めます。物理的な分離が厳しい箇所については、カラー舗装による視覚的分離により、安全の確保を図ります。

また、小中学生や外国人、高齢者など市民に対する、教室の実施や広報等による情報発信により、交通安全ルールやマナーの周知、自転車保険の加入促進を図ります。

(2) 防犯

犯罪が発生しにくい都市づくりとして、空き家対策、死角・暗闇など、地域の問題点を洗い出した上で、通学路等を優先して改善に取り組みます。また、地域や関係団体による見守り・防犯活動を継続的に促進します。

※ゾーン30プラス:生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」とハンブ等物理的デバイス(装置)との適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域。

7. 市民協働の方針

1) 市民参加の仕組みづくり

まちづくりへの市民や事業者の参画機会の充実を図り、市民主体の参加型まちづくりを目指すほか、市民や事業者からのまちづくり提案を支援することにより、地域のニーズに応じた都市づくりを進めます。

(1) ワークショップ及び社会実験

まちづくりに関するワークショップの開催により、地域のニーズを吸収し、これを都市づくりに反映させることにより、効率のよい都市基盤施設の整備に取り組むほか、社会実験や地域住民による資源調査などにより、個性ある地域資源を発掘します。

また、多様な視点を取り入れるため、性別や年代などにとらわれない、市民の幅広い範囲からの積極的な参画を推進します。

(2) 情報公開による市民協働

広報誌やインターネット、SNS*をはじめ地元説明会などにより情報を発信することで、市民のまちづくりに対する意識高揚を促進し、パブリックコメントなどにより市民ニーズを把握します。

2) 市民参加によるまちづくり

(1) 都市計画提案制度

地域住民や事業者が都市計画の決定や変更の提案を行う「都市計画提案制度」の活用により、地域住民が主体となったまちづくりに関する取り組みを活性化することで、地域の課題や要望に応じた都市づくりを実現します。

(2) 市民ボランティア

ボランティアにより、公園・緑地、道路などの植栽を行うほか、市民や地元企業の方が行政との取り決めのもと、美化活動を行う「アドプトプログラム」を活用した地域住民などによる公園などの維持管理により、快適な都市環境を創出します。

また、多様化する市民要望に対応できる福祉ボランティアの確保と育成支援をするほか、子育てに関する団体やサークルなどの活動を支援します。

(3) 市民による防犯活動

犯罪、事故、災害を未然に防止するため、交通安全の啓発、夜間パトロールなどによる防犯活動、火災時の消火活動等や河川の氾濫に備えた水防活動など、地域住民主体の活動を行政からも支援し、地域の安全と安心を確保します。

※SNS:「social networking service」の略であり、Web 上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスのこと。

3) 市民によるまちの活性化

(1) 市民主体の観光振興

市民により、歴史文化資産をはじめとする地域の宝を継承し、さらに、伝統・地場産業のブランド化を研究することにより、観光の振興と交流促進を図ります。

また、温泉をはじめとする地域資源を活かしつつ、観光客へのもてなし向上と需要の変化への対応を行うほか、歴史文化資産や伝統・地場産業を全国に発信することで観光都市としての活性化を図ります。

(2) エリアマネジメントによる地域の魅力づけ

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、民間が主体となって、まちづくりや地域の運営を積極的に行う「エリアマネジメント」の取り組みについて、取り組み団体の育成や人材の派遣、活動に対する支援など、行政からも活動への協力を行います。